

アイヌ民族の生活を守り権利を確立する施策の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月三十一日

紙
智
子

参議院議長 江田 五月 殿

アイヌ民族の生活を守り権利を確立する施策の推進に関する質問主意書

国連総会で二〇〇七年九月に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「権利宣言」という。）をふまえ、先の第百六十九回通常国会で衆参両院は「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を全会一致で採択した。これを受け、これまでアイヌを先住民族と認めてこなかった政府も「先住民族であるとの認識」（町村官房長官談話）を表明するとともに、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」（以下「有識者懇談会」という。）を内閣官房に設置し、一年を目途に結論を出す方向で調査検討を開始している。

北海道におけるアイヌ民族の生活実態は、他の道民と比べ、進学率、所得、年金などいずれも低い水準にとどまり、今なおかなりの格差が放置されており、全国的な状況については把握すらされていない。

「権利宣言」は、先住民族の社会的、経済的、文化的権利をはじめ、集団的、個人的人権を保護、尊重することを国家・国際社会に求めており、わが国でもこうした国際的水準の先住民族政策を全国的なアイヌ政策に反映させることが求められる。そこで以下、質問する。

一 「権利宣言」の全面的実効についての政府の認識について

第一回有識者懇談会議事概要によると、官房長官は「国連宣言における関連条項を参照しながら、今後、新しい総合的なアイヌ政策の確立に取り組んで参りたい」と述べている。わが国も「権利宣言」には賛成票を投じたものであり、政府の基本的姿勢として、四十六か条でふれられた諸権利の全面的実効にむけて責任をもつべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 有識者懇談会による北海道視察での意見交換で出された要望について

第三回有識者懇談会が今月行つた北海道視察における札幌市、白老町、平取町でのアイヌ民族との意見交換の際、どのような要望が出されたか具体的に説明されたい。

三 アイヌの子どもたちの教育・訓練の充実及びアイヌ語教育の推進について

アイヌ民族の進学率は、二〇〇六年の北海道統計で大学進学率が十七・四パーセントと道民平均三八・五パーセントの半分以下、高校進学率でも道民平均と五パーセントの開きがあるなど依然としてかなりの格差が残されている。子どもたちの進学状況がその後の生活全般に重大な影響を与えることは、有識者懇談会でも「差別が貧困を生み、貧困が差別を生む、いつまでも解決の糸口にとどり着かない悪循環」と指摘されている。子どもたちの発達権保障に格差があつてはならず、今こそ悪循環を断ち切り、「差別

に対する完全な保護と保障」をうたった権利宣言第二十二条第二項を反映した施策が求められる。

1 子どもの貧困と差別をなくすため、小中学生及び高校・大学生の就学費・奨学費への助成や給付制奨学金制度の確立が必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

2 「権利宣言」第二十二条第二項にもとづき、政府はどのような施策を展開しようとしているのか。二〇〇九年度、二〇一〇年度の具体的施策を明らかにされたい。

3 言語と文化は民族的共感の根源となるものであり、とりわけ言語を守ることはその発展を促し、その言語を使用する人々の数を増大させる基本である。現地視察後の座長発言でも言語教育の重要性を強調しており、北海道内で開かれている「アイヌ語教室」への支援や、首都圏などにおけるアイヌ語教育の充実をはかるべきではないか。

4 国公立大学法人にアイヌ語を必修科目として履修する課程を設けるべきではないか。また高等教育機関にこうした課程を設けることの重要性について政府の認識を示されたい。

四 アイヌの古老（エカシ・フチ）に対する特別手当について

アイヌの古老であるエカシ（男性）・フチ（女性）には、無年金者や著しく年金額が低いという方が少

なくない。また、長年における生活圧迫・破壊と差別によつて、高齢期の生活困難・苦渋が累積している。一方、アイヌ古老の生活と活動それ自体がアイヌ民族によつて歴史の語り部、文化伝承者として重要な意味をもっていることを正当に注目すべきである。「権利宣言」第二十条は「生存及び発展の手段を奪われた先住民族の救済」をうたい、第二十一条第二項は「高齢者……の権利及び特別な必要性に格別の注意」を求めている。古老の存命それ自体がかけがえのない文化的民族的意義をもっている点にも十分に着眼して、「権利宣言」をふまえた生活支援策としての特別手当制度の早急な創設を検討すべきではないか。

五 サケ・シシャモなど漁獲権の確立について

アイヌ民族によつて、サケ・シシャモなどの採捕、シカなどの捕獲は、生存の糧というにとどまらず、民族性保持にとつても欠かせない意味をもっていた。しかしながら今でもサケの試験採捕は、アシリチェップノミ（新しいサケを迎える儀式）の時のみに限られている。「権利宣言」第十一条でも「先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を実践し、かつ再活性化させる権利を有する」、同第二項は「国は……効果的な仕組みによる救済を与えなければならない」としている。

カナダやアメリカなどでは、先住民族に対して河川において伝統的な漁法によるサケ等の捕獲を認めていると聞く。

1 諸外国で先住民族の伝統的な漁法によるサケ等の捕獲を認めている国の国名、捕獲を認められている先住民族名、その捕獲数量について明らかにされたい。

2 アイヌの民族性を確立する上でサケ等の捕獲は非常に重要であり、儀式等での捕獲を北海道全域で行えるようにするため、漁獲権の確立について検討すべきではないか。また、現在行われているアシリチェップノミでの各地域の漁獲内容にはばらつきがあることから、漁獲内容の公開と公平性の原則を確立するよう検討すべきではないか。

六 国有林及び国有地の利活用について

「権利宣言」第十一条及び同第二項は、アイヌ民族固有の造形である木彫や民族衣装、装飾品や民具など林産物利活用にも関連する条項である。

1 ①アイヌ民族の文化伝承を目的とする国有林への入林許可、②①を除くアイヌ民族の文化伝承を目的とする国有地への入場許可、③伝統的織物の材料及び伝統家屋の複製の材料の買受、採取について、そ

れぞれの実績を示されたい。

2 アイヌの民族衣装、伝統文化を継承する取り組みの広がりのため、かつては山野で自由に採取していた草木などの原材料もいまでは入手が困難になっている。原木等の払い下げを待っていたのでは、時宜を失することも多くなることから、文化継承を促進するためにも、その植物の適した時期に採取できるように、国有林や公有林など山林等から原材料を入手する権利の確立を検討すべきではないか。また衣服の材料として貴重なオヒョウが減少していることから、アイヌの意見を聴きながら保全策をとるとともに国有林、公有林等への植林をすすめるべきではないか。

3 有識者懇談会座長は北海道視察後、「伝統儀式などに国有林を有効活用することを求めたアイヌ民族側の要望について、短期的に解決できるとの見解を示した」と報じられている。この件について、関係機関は短期的解決にむけてアイヌ民族と協議すべきではないか。

七 アイヌモシリの地名表記の改善について

北海道（アイヌモシリ）内のアイヌ語地名について、故萱野茂氏（元参議院議員）は四万五千から五万か所あると推定している。アイヌ語地名は土地の形状や性質にもとづく意味をあらわす名称だが、明治以

降開拓使によつて漢字をあてられたことでアイヌ語由来の地名であることもその意味もわからなくされて
いる。

北海道旭川市では関係者の要望を受けて、河川名や地名の看板では、アイヌ語地名を先に、次に日本語
地名を記す方法で平等に併記し、さらにアイヌ語の正確な発音がわかるようローマ字表記とアイヌ語の意
味も付すなどの取り組みをすすめている。こうした平等な地名表記は北海道がそもそもアイヌ民族の地で
あることを明瞭に示すとともに、地名の意味するところを示す有効な方法ともなる。それにとどまらず、
「単一民族」でない多様性ある日本の姿を示すことになる。

1 北海道開発局のアイヌ語表記のある河川表示（河川名標識、案内標識など）は、日本語を大きく書き
アイヌ語を下に小さく書くものと承知しているが、アイヌ語を表記した看板数、設置されている河川
名、市町村名を標識の種類別に示されたい。またアイヌ語表記のある看板は、北海道開発局の河川関係
の看板総数のうちどれくらいの割合か。

2 北海道開発局及び各開発建設部はアイヌ民族や関係者から平等表記を求める要請を受けたことがある
か。今後、河川・道路・地名などの看板を付け替える際には、旭川市の先進的事例を参考にした看板表

記を導入すべきではないか。

八 アイヌ民族の生活と権利を保障する「アイヌ新法」制定について

第二回有識者懇談会において、北海道ウタリ協会理事長がアイヌ民族についての新たな立法措置の必要性に言及したと報じられている。アイヌ民族への迫害の歴史的事実、長年にわたる差別の歴史に照らしても、アイヌ民族の生活の安定・向上、民族的文化の保護、教育向上などの諸権利を安定的に保障していくためには、単なる予算措置にとどまるのではなく、明治以来の日本政府の強制同化政策が誤りであったことを謝罪の上、国の責任を明確にした「アイヌ新法」（仮称）の制定が不可欠ではないか。

また全国的施策を行うため、アイヌ民族の全国実態調査をプライバシーに十分配慮して行うべきではないか。

九 アイヌ民族の政治参加の拡大について

アイヌ民族としての政治参加の道を拡大するために、国と北海道及び関係市町村にアイヌ民族代表の参加する審議機関として、それぞれ「アイヌ民族の権利に関する中央審議会」（仮称）、「アイヌ民族の権利に関する地方審議会」（仮称）を設置することや、アイヌ民族の人口の多い市町村にアイヌ民族の公選

による合議制の行政機関（農業委員会を参考にした「アイヌ民族委員会」（仮称））を設置することを検討すべきではないか。

右質問する。

